

清水町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 23 年清水町条例第 2 号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(議決すべき事件)</u></p> <p>第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること。</u></p> <p><u>(2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(議決すべき事件)</u></p> <p>第 2 条 議会の議決すべき事件は、<u>定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の清水町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後新たに策定する基本構想及び基本計画から適用する。